

ふくさきちょう 福崎町

しょう しゃ じ せいど 障がい者(児)制度のあらまし

このあらまは、^{ふくさきちょう}福崎町にお^す住まいの^{しょう}障がいの^{かた}ある方のための^{せいど}制度を^{しょうかい}紹介したものです。

^{きさい}記載は、^{かんけつ}簡潔にまとめておりますので、^{くわ}詳しいことは、それぞれ^との^あ問い合わせ^{さき}先にご^{かくにん}確認ください。

^{ないよう}内容は、^{さくせいじてん}作成時点(令和^{れいわ}8年^{ねん}4月^{がつげんざい}現在)のものであり、^{へんこう}変更される^{ばあい}場合もありますので、^{りょうしょう}ご了承ください。



タイトル「朝食づくり」 植田 裕樹さん作



そうだんまどぐち あんない
相談窓口のご案内

<p>ふくさきちようしやう しやきかんそうだんしえん ☆福崎町障がい者基幹相談支援センター そうごうそうだんまどぐち (総合相談窓口)</p>	<p>でんわ ないせん 電話:0790-22-0560(内線:353) ファックス:0790-22-5980 メール:kikan@town.fukusaki.lg.jp じゆうしよ ふくさきちようみなみたわら やくぼふくしかない 住所:福崎町南田原3116-1(役場福祉課内) フェイスブック:https://www.facebook.com/kikan.fukusaki ↓センターの活動や、福祉に関する情報を発信↓</p> 
<p>ふくさきちようしやうがいのうだんしえん ☆福崎町障害相談支援センター しやう かん そうだんまどぐち (障がいに関する相談窓口)</p>	<p>でんわ 電話:0790-35-8575 ファックス:0790-22-7024 メール:f-syogai@mx9.tiki.ne.jp じゆうしよ ふくさきちようおおぬき 住所:福崎町大貫446 だい ろうじん さと (第2老人デイサービスセンター・すみよしの郷)</p>
<p>こうすいりやうそうだんしえんじぎやうしよ ☆香翠寮相談支援事業所 しやう かん そうだんまどぐち (障がいに関する相談窓口)</p>	<p>でんわ 電話:079-240-6266 ファックス:079-232-7250 メール:kousuiryou-soudan@honey.ocn.ne.jp じゆうしよ ひめじしこうでらちやうはぜ 住所:姫路市香寺町土師365-1</p>
<p>はったつしやう しやしえん ☆ひょうご発達障がい者支援センター かみごおり 上郡ブランチ はったつしやう かん そうだんまどぐち (発達障がいなどに関する相談窓口)</p>	<p>でんわ 電話:0791-56-6380 ファックス:0791-56-6381 メール:clover-kamigori@aishin-wel.or.jp じゆうしよ あこうぐんかみごおりちやうい わきこう 住所:赤穂郡上郡町岩木甲701-42</p>
<p>ふくさきちようほけん ☆福崎町保健センター こ かん そうだんまどぐち (子どもに関する相談窓口)</p>	<p>でんわ ないせん 電話:0790-22-0560(内線:360~363) ファックス:0790-22-7566 メール:fukushi@town.fukusaki.lg.jp じゆうしよ ふくさきちようにしたわら 住所:福崎町西田原1397-1</p>
<p>ふくさきちようちいきほうかつしえん ☆福崎町地域包括支援センター こうれいしやたいしやう (高齢者対象)</p>	<p>でんわ ないせん 電話:0790-22-0560(内線:357~359) ファックス:0790-22-7566 メール:fukushi@town.fukusaki.lg.jp じゆうしよ ふくさきちようにしたわら 住所:福崎町西田原1397-1</p>

<p>ふくし くじょうそうだん ☆福祉サービスの苦情相談 ひょうごけんしゃかいふくしきょうぎかい ひょうごけん ふくし 兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉サ うんえいてきせいはいいんかい ービス運営適正化委員会</p>	<p>でんわ うけつけじかん じ じ 電話:078-242-6868(受付時間10時~16時) ファックス:078-271-1709 メール:tekiseika@hyogo-wel.or.jp じゅうしょ こうべしちゅうおうくさかぐちどおり ちょうめ ひょうごけん ふくし 住所:神戸市中央区坂口通2丁目1-1兵庫県福祉セ ンター内</p>
<p>やかんほうりつでんわそうだん ☆夜間法律電話相談 ひょうごけんべんごしかい ひょうごけんいたくじぎょう 兵庫県弁護士会(兵庫県委託事業) べんごし せいしんほけん ふくしし むりょうでんわ 弁護士と精神保健福祉士による無料電話 相談</p>	<p>でんわ 電話:078-341-9600 かいせつび にちようび じ 開設日:日曜日 17時~21時 かいせつび へんこう ぼあい くわ ひょうごけん ※開設日は変更となる場合があります。詳しくは兵庫県 ホームページでご確認ください</p>
<p>ひょうごけんしょう しゃさべつかいしょうそうだん ☆兵庫県障がい者差別解消相談センター</p>	<p>でんわ 電話:078-362-3356 ファックス:078-362-3911 かいせつび へいじつ じ じ 開設日:平日10時~16時 ※12~13時及び年末年始を除く</p>
<p>ふくさきちょうしょう しゃぎやくたいぼうし ☆福崎町障がい者虐待防止センター (福祉課内)</p>	<p>でんわ ないせん 電話:0790-22-0560(内線:353) ファックス:0790-22-5980 メール:fukushi@town.fukusaki.lg.jp じゅうしょ ふくさきちょうみなみたわら やくばふくしかない 住所:福崎町南田原3116-1(役場福祉課内)</p>
<p>ひめじ ☆姫路アディクションサポートセンター やくぶつ いそんしょう かん (薬物・アルコールなどの依存症に関する 相談窓口)</p>	<p>でんわ 電話:079-255-5033 メール:kobe.darc@gmail.com URL:http://www.kobedarc.org/</p>

もくじ 目次

- 1 障がい福祉サービス・地域生活支援事業
- 3 グループホーム等利用者家賃負担軽減事業
- 3 障がい福祉サービス利用者負担金助成事業
- 3 重度心身障がい児年金
- 3 心身障がい児童生徒就学援助金
- 4 心身障がい者施設通園補助金
- 4 福祉車両等助成
- 5 特定疾患者通院交通費助成
- 5 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の
給付(購入のみ)
- 5 特別障がい者手当
- 5 障がい児福祉手当
- 6 障がい者用自動車改造費の助成
- 6 自動車運転免許証取得費の助成
- 6 障がい者手帳交付等申請用診断書料助成
- 7 聴覚障がい者等情報伝達送信
- 7 軽・中度難聴児補聴器購入等助成
- 7 高齢者補聴器購入費助成
- 7 ファックス119とNET119緊急通報システム
- 7 手話通訳者および要約筆記者派遣
- 8 日常生活用具の給付(購入のみ)
- 8 補装具費の支給(購入・修理・借受け)
- 9 人生いきいき住宅助成事業
- 9 人工呼吸器非常用電源装置購入費用助成
- 10 自立支援医療(更生医療18歳以上)
- 11 自立支援医療(育成医療18歳未満)
- 12 自立支援医療(精神通院医療)
- 13 重度障がい者医療費助成
- 13 高齢重度障がい者医療費助成
- 13 精神疾患者医療費助成
- 13 後期高齢者医療制度
- 14 重度心身障がい者(児)介護手当
- 14 介護用品購入助成
- 14 布団クリーニング助成
- 14 訪問入浴サービス
- 15 避難行動要支援者支援
- 15 心身障がい者(児)扶養共済
- 15 児童扶養手当
- 16 特別児童扶養手当
- 16 障がい基礎年金
- 16 障がい厚生年金・障がい手当金
- 17 兵庫ゆずりあい駐車場
- 18 有料道路の割引
- 18 NHK放送受信料の減免
- 19 電車・バス・タクシー・飛行機の割引
- 20 住民税・所得税における障がい者控除
- 20 自動車税、環境性能割の減免
- 21 駐車禁止区域の緩和
- 22 NTT番号案内(ふれあい案内)
- 22 携帯電話基本使用料などの割引
- 22 マル優・特別マル優制度
- 22 ヘルプマーク・ヘルプカード
- 22 但陽ボランティアセンターによる移送サービス
- 23 当事者団体
- 24 お知らせ
- 朗読ボランティアによる「広報ふくさき」の音声化
- ・フードドライブについて
- ・ふく咲マーケットについて
- 25 障がいに関するマークの一例

ふくし かん じょうほう はっしんちゆう
福祉に関する情報を発信中⇒

ふくさきちやうしやう しゃきかんそうだんしえん
「福崎町 障がい者基幹相談支援センターフェイスブック」



障害がい福祉サービス・地域生活支援事業

【対象者】 ・障がい者手帳(身体・療育・精神)、特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方
 ・自立支援医療(精神通院医療)を受給している方
 ・知的障がい者更生相談所(こども家庭センター)において、知的障がいの判定を受けた方
 ・精神障がいを事由とする年金などの給付金を受けている方、など

【負担額】 利用者負担があります(所得により軽減があります)

※介護保険制度のサービスが優先されます

【問い合わせ先】 町民福祉係

※各種サービスを利用するにあたり、利用条件があつたり、認定調査が必要な場合があります

★自宅で暮らしを支援するサービス

<input type="checkbox"/> 居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯を行います。また、通院するときに、つきそいもします。
<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	重い障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するときの移動の支援もします。
<input type="checkbox"/> 同行援護	視覚障がい、ひとりでの移動が難しい人のために、外出するとき同行して移動の支援をします。また、外出先で代筆や代読もします。
<input type="checkbox"/> 行動援護	知的障がいや精神障がい、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出するときの移動を支援します。

★介護する家族などを支援するサービス

<input type="checkbox"/> 短期入所(ショートステイ)	自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、身体や心の休息が必要になったときなどに、障がいのある人に短期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。
<input type="checkbox"/> 日中一時支援	事業所で、日中生活することで、家族の人が仕事に行ったり、ひと休みするためのサービスです。

★昼間の活動を支援するサービス

<input type="checkbox"/> 療養介護	医療が必要で、常に介護も必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援などをします。医療機関に入院して行うこともあります。
<input type="checkbox"/> 生活介護	常に介護が必要な人に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、ものをつくり出す創作的、生産的活動も行います。

★自立や就労を支援するサービス

<input type="checkbox"/> 自立訓練 <small>じりつ くにれん</small> <small>き の うくにれん せいかつくにれん</small> <small>(機能訓練・生活訓練)</small>	<small>じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ</small> <small>いっていきかん しんたいきのう</small> 自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や <small>せいかつのうりよく こうじょう くにれん</small> 生活能力を向上させるための訓練をします。
<input type="checkbox"/> 就労移行支援 <small>しゅうろうい こうしえん</small>	<small>いっばん きぎょう はたら きぼう ひと</small> <small>いっていきかん ひつよう ちしき</small> 一般の企業などで働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識 <small>のうりよく こうじょう くにれん</small> や能力を向上させるための訓練をします。
<input type="checkbox"/> 就労継続支援 <small>しゅうろうけいぞくしえん</small> <small>(A型・B型)</small> <small>がた がた</small>	<small>いっばんきぎょう はたら むづか しえん う</small> <small>はたら ぼしよ てい</small> 一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提 <small>きょう ひつよう ちしき のうりよく こうじょう くにれん</small> 供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用 <small>けいやく むす がた こようけいやく むす がた</small> 契約を結ぶ A型と、雇用契約を結ばない B型があります。
<input type="checkbox"/> 就労定着支援 <small>しゅうろうていちゃくしえん</small>	<small>いっばんしゅうろう いこう しょう ひと しゅうろう</small> <small>かんきょうへんか</small> 一般就労へ移行した障がいのある人が、就労にともなう環境変化による <small>せいかつめん かだい たいおう きぎょう じたく ほうもん らいしよ</small> 生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により <small>ひつよう しえん</small> 必要な支援をします。

★住まいの場で生活を支援するサービス

<input type="checkbox"/> 施設入所支援 <small>しせつにゅうしょしえん</small>	<small>じたく せいかつ むづか しせつ にゅうしょ ひと にゅうよく はい しょくじ</small> 自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴、排せつ、食事 <small>てだす</small> などの手助けをします。
<input type="checkbox"/> 共同生活援助 <small>きょうどうせいかつえんじよ</small> <small>(グループホーム)</small>	<small>ちいき きょうどうせいかつ ひと じゅうきよ そうだん にちじょうせいかつ</small> 地域で共同生活をしている人に、住居における相談や日常生活で <small>えんじよ にゅうよく はい しょくじ かいご ひつよう ひと</small> の援助をします。また、入浴、排せつ、食事などで介護が必要な人には <small>かいご おこな</small> 介護サービスも行います。

★外出を支援するサービス

<input type="checkbox"/> 移動支援 <small>いどうしえん</small>	<small>おくがい いどう むづか ひと じりつ しゃかいさんか たす</small> <small>がいしゅつ</small> 屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出する <small>いどう しえん</small> ときの移動の支援をします。
--------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

★子どもを支えるサービス

<input type="checkbox"/> 児童発達支援 <small>じどうはったつしえん</small>	<small>がっこう あ まえ こ さま</small> 学校に上がる前の子どもを支えるサービスです。 <small>せいかつ りよく しえん</small> 生活スキルやコミュニケーション力を支援するサービスです。
<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス <small>ほうかごとう</small>	<small>ほうかご がっこういがい じかん こ はったつ しえん</small> 放課後など学校以外の時間に、子どもの発達を支援するためのサービ <small>ス</small> スはです。
<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援 <small>ほいくしょとうほうもんしえん</small>	<small>ほいくしょなど かよ こ しゅうだんせいかつ てきおう ほいくしょなど</small> 保育所等に通う子どもに、集団生活への適応のため、保育所等で <small>せんもんでき しえん おこな</small> 専門的な支援を行うサービスです。
<input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援 <small>きたくほうもんがたじどうはったつしえん</small>	<small>じゅうど しょう つうしょ しえん りよう こんなん しょう じどう</small> 重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に <small>たい きょたく ほうもん はったつ しえん</small> 対して、居宅を訪問して発達を支援するサービスです。

とうりようしゃやちんふたんけいげんじぎょう □グループホーム等利用者家賃負担軽減事業

【対象者】 福崎町によるグループホーム(共同生活援助)の支給決定を受け、グループホームに入居している方

【支給額】 月額家賃から10,000円を控除した額の2分の1の額(上限15,000円/月)

【問い合わせ先】 町民福祉係

しょうじふくしりようしゃふたんきんじよせいじぎょう □障がい児福祉サービス利用者負担金助成事業

【対象者】 福崎町による児童通所給付(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)の支給決定を受けた児童の保護者

【支給額】 保護者が実際に要した自己負担額

※年度末に申請(3月から2月分)・3月下旬頃に案内文を発送します

【問い合わせ先】 町民福祉係

じゅうどしんしんしょうじねんきん □重度心身障がい児年金

【対象者】 福崎町に住所があり、3か月以上福崎町に居住している20歳未満の方で、身体障がい者手帳1・2級または療育手帳Aをお持ちの方

【支給額】 月額17,000円/申請月の翌月から支給/5・8・11・2月に振込

【問い合わせ先】 町民福祉係

しんしんしょうじどうせいとしゅうがくえんじよきん □心身障がい児童生徒就学援助金

【対象者】 特別支援学校に就学する児童の保護者(ただし、保護者が福崎町に住所がある方)

【支給額】 児童一人につき月額17,000円/申請月から支給/5・8・11・2月に振込

【問い合わせ先】 町民福祉係



心身障がい者施設通園補助金

【対象者】 福崎町に住所があり、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型を実施する福崎町外の指定障害福祉サービス提供事業所に週3日以上通所している18歳以上の方

【支給額】

片道(自宅から施設まで)	月額	・無料の送迎サービスを利用している場合、支給対象とならない場合があります
10キロ未満	5,000円	・福祉車両等助成との併用はできません
10キロ以上15キロ未満	6,500円	・生活保護法による移送費や他の法令などによる交通費の支給との併用はできません
15キロ以上20キロ未満	8,000円	・交通費の支給がある場合は、その額を控除します
20キロ以上	9,500円	

申請月から支給/5・8・11・2月に振込 ※上記サービス以外を提供する町外の事業所への通所は対象となりません。

【問い合わせ先】 町民福祉係

福祉車両等助成

【対象者】 身体障がい者手帳1・2級または療育手帳Aまたは精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちで福崎町に住所がある在宅の方

【支給額】

申請月から支給/タクシー券は4月に6月分まで、7月に3月分まで交付
/ガソリン代は6・9・12・3月に振込

【所得制限】 あります(福祉医療制度の所得制限基準に基づきます)

【問い合わせ先】 町民福祉係

タクシー券		500円券を月4枚	・タクシー券またはガソリン代のどちらかを 選択
ガソリン代	① 本人運転	2,500円/月	・特定疾患通院交通費助成・心身障がい者施設通園補助金との併用はできません
	② 家族運転(同居)	2,000円/月	
	①または②の対象者で本人および扶養義務者が非課税の場合	5,000円/月	



とくていしっかんしゃつういんこうつうひじよせい

□ 特定疾患通院交通費助成

【対象者】 「特定医療費(指定難病)受給者証」「特定医療費(小児慢性)受給者証」をお持ちの方

- ・生活保護法により移送扶助などの給付を受けていない方
- ・外出支援サービス・福祉車両等助成との併用はできません
- ・指定医療機関に通院している方(入院は除きます)

【助成額】 月額1,000円×受診月数(上限12,000円)

毎年10月頃に申請(前年10月から当該年度9月の1年分)

申請には自己負担上限額管理表又は指定医療機関の受診が確認できる領収書(原本)

が必要

【問い合わせ先】 町民福祉係

しょうにまんせいとくていしっぺいじどうにちじょうせいかつようぐ きゅうふ こうにゆう

□ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 (購入のみ)

【対象者】 福崎町に住所がある、在宅などの小児慢性特定疾病児童などに対し、日常生活用具を給付し

ます (対象となる用具や負担額などの詳細についてはお問い合わせください)

【問い合わせ先】 町民福祉係

とくべつしょう しやてあて

□ 特別障がい者手当

【対象者】 精神または身体に 著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要

とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます

【支給額】 月額30,450円(令和8年度)/申請月の翌月から支給/5・8・11・2月に振込

※入院をしている方や施設に入所している方は対象外です

【所得制限】 あります

【問い合わせ先】 町民福祉係

しょう じふくしてあて

□ 障がい児福祉手当

【対象者】 精神または身体に 著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要

とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます

【支給額】 月額16,560円(令和8年度)/申請月の翌月から支給/5・8・11・2月に振込

※入院をしている方や施設に入所している方は対象外です

【所得制限】 あります

【問い合わせ先】 町民福祉係



子啼爺

しょう しゃようじどうしゃかいぞうひ じよせい □ 障がい者用自動車改造費の助成

【対象者】 福崎町に居住し、上肢・下肢または体幹機能障がいのため、身体障がい者手帳をお持ちの方で、就労などのため、自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある方

【助成額】 100,000円以内/1台 ※事前の相談・申請が必要です

【所得制限】 あります

【問い合わせ先】 町民福祉係

じどうしゃうんてんめんきょしょうしゅとくひ じよせい □ 自動車運転免許証取得費の助成

【対象者】 福崎町に居住し、交通機関の利用が困難な身体障がい者手帳1・2級をお持ちの方で、自らの負担で運転免許取得に要した費用を自動車教習所に支払いをした方

【助成額】 自ら負担した費用の2分の1以内(上限100,000円)

免許取得後、1か月以内の申請が必要です

【所得制限】 あります

【問い合わせ先】 町民福祉係

しょう しゃてちょうこうふとうしんせいようしんだんしりょうじよせい □ 障がい者手帳交付等申請用診断書料助成

【対象者】 福崎町に住所があり、身体障がい者手帳および精神障がい者保健福祉手帳の交付(再交付)、または自立支援医療の支給(再支給)申請を行う方

【助成額】 診断書1通につき上限3,000円を助成します

診断書料(文書料)支払い後の領収書(原本)が必要です

【問い合わせ先】 町民福祉係



一つ目小僧

□聴覚障がい者等情報伝達送信

【対象者】 福崎町に居住し、聴覚障がいのため身体障がい者手帳をお持ちの方およびその世帯

【サービスの内容】 防災行政無線により伝達される放送内容を、ファクシミリ送信します

※ファクシミリ受信機にかかる消耗品は、自己負担です

【問い合わせ先】 町民福祉係

□軽・中度難聴児補聴器購入等助成

【対象者】 保護者が福崎町に住所がある身体障がい者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児

【サービスの内容】 言語取得などの能力の向上を図るため、補聴器など購入費の一部を助成します

【所得制限】 あります ※事前の相談・申請が必要です

【問い合わせ先】 町民福祉係

□高齢者補聴器購入費助成

【対象者】 福崎町に住所があり、身体障がい者手帳の交付対象とならない、中等度難聴と診断をうけた

65歳以上の高齢者

【サービスの内容】 補聴器本体の購入費につき、3万円を上限に助成します。

※購入する前に申請書・主治医意見書等の提出が必要です。

【問い合わせ先】 高年福祉係



□ファックス119とNET119緊急通報システム

【対象者】 聴覚や発語などに障がいのある方のための緊急通報システムです

【ファックス119】 ファックスを利用して、119番通報できます

【NET119緊急通報システム】

携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を通じ、簡単な画面操作で119番通報することができます

【問い合わせ先】 姫路市消防局情報指令課 姫路市三左衛門堀西の町3番地

電話：079-223-0003 ファックス：079-222-8222 メール：syob-shirei@city.himeji.lg.jp

□手話通訳者および要約筆記者派遣

【対象者】 福崎町に住所がある聴覚障がいおよび音声または言語機能障がいの、身体障がい者手帳を

お持ちの方

【サービスの内容】 公的機関や医療機関などで手話通訳または要約筆記者が必要な場合に、手話通訳者や

要約筆記者を派遣します（派遣希望日の7日前までに申請してください）

【問い合わせ先】 町民福祉係

にちじょうせいかつようぐ きゆうふ こうにゆう
□日常生活用具の給付(購入のみ)

【対象者】 在宅などで身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方および
 難病患者などの方に対し、障がいの内容に応じて給付されます

【対象用具】 ※それぞれ給付のための条件があります ※購入前に申請が必要です

かいごくんれん 介護訓練	とくしゅ しんだい 特殊(寝台・マット・尿器)・入浴担架・体位変換機・移動用リフト・訓練いす・訓練用ベツト
じりつせいかつ 自立生活	にゆうよほじょうようぐ べんき ほこうほじょう ていじじょう ぼうじょう 入浴補助用具・便器・歩行補助つえ(T字状・棒状のつえ)・移動・移乗支援用具・頭部 ほごぼう とくしゅべんき かさいけいほうき じどうしょうかき でんじちようりき ほこうじか けんえんちようしんごうきようこがた 保護帽・特殊便器・火災警報器・自動消火器・電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型 そうしんき ちょうかくしやう しゃやうおくないしんごうそうち 送信機・聴覚障がい者用屋内信号装置
ざいたくりやうよう 在宅療養	どうせきえきか おんき きゆうにゆうき でんきしき きゆういんき さんそ うんばんしや どうみやくけつちゆうさんそ 透析液加温器・ネブライザー(吸入器)・電気式たん吸引器・酸素ボンベ運搬車・動脈血中酸素 ほうわどそくていき しかくしやう しゃやうたいおんとけい おんせいしき しかくしやう しゃやう 飽和度測定器(パルスオキシメーター)・視覚障がい者用体温時計(音声式)、視覚障がい者用 たいじゆうけい しかくしやう しゃやうけつあつけい おんせいしき 体重計・視覚障がい者用血圧計(音声式)
じやうほういし 情報意思 そつうしえん 疎通支援	けいたいようかいわほじょうそうち じやうほう つうしんしえんようぐ てんじ 携帯用会話補助装置・情報、通信支援用具・点字ディスプレイ・点字器・点字タイプライター しかくしやう しゃやう かつじぶんしよよみあ そうち かくだいどくしよき ちじよう 視覚障がい者用(ポータブルレコーダー・活字文書読上げ装置・拡大読書器・地上デジタル ほうそうたいおう しかくしやう しゃやうとけい ちようかくしやう しゃやうつうしんそうち 放送対応ラジオ・ワードプロセッサ)・視覚障がい者用時計・聴覚障がい者用通信装置 ふあつす ちようかくしやう しゃやうじやうほうじゆしんき じんごうごうどう てんじとしよ じんごうないじでんち (FAX)・聴覚障がい者用情報受信機・人口喉頭・点字図書・人工内耳電池
はいせつかんり 排泄管理	ようそうぐ かみ しゆうにようき しせつにゆうしよちゆう にゆういんちゆう きゆうふ ストーマ用装具・紙おむつ・収尿器 ※施設入所中、入院中も給付されます
じゆうたくかいしゆう 住宅改修	きたくせいかつどうさ ほじょうようぐ て だんさかいしやう ゆかざい へんこう 居室生活動作補助用具(手すり・段差解消・床材の変更など)

【負担額】 原則1割負担(所得に応じた負担上限額があります)

※介護保険制度のサービスが優先されます

【問い合わせ先】 町民福祉係

ほ そうぐ ひ しきゆう こうにゆう しゆうり かりう
□補装具費の支給(購入・修理・借受け)

【対象者】 身体障がい者手帳をお持ちの方および難病患者などの方の障がい内容に応じて支給されます
 (兵庫県身体障害者更生相談所の判定または医師の診断書などが必要な場合があります)

【対象補装具】 義肢装具・姿勢保持装置・補聴器・車椅子・電動車椅子・歩行器・眼鏡など

(失った機能を補うための装具の購入費または修理費の支給)

※事前の申請が必要です/対象補装具についてはご相談ください

【負担額】 原則1割負担(所得に応じた負担上限額があります)

※介護保険制度のサービスが優先されます

【所得制限】 あります

【問い合わせ先】 町民福祉係



人生いきいき住宅助成事業

高齢者や障がいのある方が住んでいる住宅のバリアフリー改造に必要な費用の一部を助成します。
 ※助成には条件があります。必ず事前にご相談ください。

区分	住宅改造・特別型
対象世帯	○介護保険制度の要介護または要支援認定を受けた被保険者のいる世帯 ○身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受け、バリアフリー改造が必要な方のいる世帯
対象工事	身体状況に応じた日常生活の維持に必要な既存住宅のバリアフリー改造
補助要件	住まいの改良相談員の承認
助成額	「①助成対象工事費」×「②助成率」 ※①上限80万円 ②助成率: 1/3～全額(所得・課税状況により異なります。)

※助成は、生計中心者の所得制限があります。

【問い合わせ先】 高年福祉係

人工呼吸器非常用電源装置購入費用助成

【対象者】 福崎町に住所があり、在宅で人工呼吸器の装着を必要とする、次のいずれかに該当する方

- ・呼吸器機能障がい3級以上の方、又はこれと同程度の障がいにある方
- ・障害者総合支援法の対象疾病の方
- ・小児慢性特定疾病の方

【対象用品】 いずれか1種目

- ①発動発電機
- ②ポータブル電源(蓄電池)
- ③車用インバーター(ガソリンなどの維持経費は対象外)

【助成額】 非常用電源装置の購入に必要な額(上限額: 100,000円)

【所得制限】 あります

【問い合わせ先】 町民福祉係



油すまし

じりつしえんいりょう こうせいりりょう さいいじょう □自立支援医療(更生医療18歳以上)

【対象者】 身体障がい者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいを除去・軽減する手術などの治療
によって確実に効果が期待できる方に対して医療費を助成します

【対象となる障がいと標準的な治療の例】

(1)視覚障がい・・・白内障→水晶体摘出手術、網膜剥離→網膜剥離手術
瞳孔閉鎖→虹彩切除術、角膜混濁→角膜移植術

(2)聴覚障がい・・・鼓膜穿孔→穿孔閉鎖術、外耳性難聴→形成術

(3)言語障がい・・・外傷性または手術後に生じる発音構語障がい→形成術
唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障がいのある方であって鼻咽腔閉鎖機能不全に
対する手術以外に歯科矯正が必要な方→歯科矯正

(4)肢体不自由・・・関節拘縮、関節硬直→形成術、人工関節置換術など

(5)内部障がい

<心臓>・・・先天性疾患→弁口、心室心房中隔に対する手術
後天性心疾患→ペースメーカー埋込み手術

<腎臓>・・・腎臓機能障がい→人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)

<肝臓>・・・肝臓機能障がい→肝臓移植術(抗免疫療法を含む)

<小腸>・・・小腸機能障がい→中心静脈栄養法

<免疫>・・・HIVによる免疫機能障がい→抗HIV療法免疫調節療法、その他HIV感染症に対する治療

【負担額】 原則1割負担(所得に応じた負担上限額があります)

※事前の相談・申請が必要です

【問い合わせ先】 町民福祉係



じりっしえんいりょう いくせいりりょう さいみまん □自立支援医療(育成医療18歳未満)

【対象者】 障がいのある18歳未満の方で、その障がいを除去・軽減する手術などの治療によって確実に効果が期待できる方に対して医療費を助成します

【対象となる障がいと標準的な治療の例】

(1) 視覚障がい…白内障、先天性緑内障

(2) 聴覚障がい…先天性耳奇形→形成術

(3) 言語障がい…口蓋裂など→形成術

唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障がいのある方であって鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な方→歯科矯正

(4) 肢体不自由…先天性股関節脱臼、脊柱側彎症、くる病(骨軟化症)などに対する関節形成術、関節置換術、および義肢装着のための切断端形成術など

(5) 内部障がい

<心臓>…先天性疾患→弁口、心室心房中隔に対する手術

後天性心疾患→ペースメーカー埋込み術

<腎臓>…腎臓機能障がい→人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)

<肝臓>…肝臓機能障がい→肝臓移植術(抗免疫療法を含む)

<小腸>…小腸機能障がい→中心静脈栄養法

<免疫>…H I V による免疫機能障がい→抗H I V 療法、免疫調節療法、その他H I V 感染症に対する治療

【負担額】 原則1割負担(所得に応じた負担上限額があります)

※事前の相談・申請が必要です

【問い合わせ先】 町民福祉係



油坊

じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう
□ **自立支援医療(精神通院医療)**

【対象者】 精神疾患のある方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る医療費を助成します(入院は対象外です)

【対象となる精神疾患】

- (1) 病状性を含む器質性精神障がい(F0)
- (2) 精神作用物質使用による精神および行動の障がい(F1)
- (3) 統合失調症、統合失調症型障がいおよび妄想性障がい(F2)
- (4) 気分障がい(F3)
- (5) てんかん(G40)
- (6) 神経症性障がい、ストレス関連障がいおよび身体表現性障がい(F4)
- (7) 生理的障がいおよび身体的要因に関連した行動症候群(F5)
- (8) 成人の人格および行動の障がい(F6)
- (9) 精神遅滞(F7)
- (10) 心理的発達の障がい(F8)
- (11) 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障がい(F9)

※(1)～(5)は高額治療継続者(いわゆる「重度かつ継続」)の対象疾患

【負担額】 原則1割負担(所得に応じた負担上限額があります)

※福崎町国民健康保険加入者は自己負担額を助成します(令和9年3月末の診療分まで)

※事前の申請が必要です

【問い合わせ先】 町民福祉係



天狗

じゅうどしやう しやいりやうひじよせい
□ 重度障がい者医療費助成

【対象者】 福崎町に住所があり、身体障がい者手帳1・2級または療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方

【助成内容】 保険診療にかかる自己負担額を助成します

※ただし、精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方の精神疾患にかかる医療については対象外です

【所得制限】 本人・配偶者・扶養義務者の住民税所得割額の合計が23万5千円未満

(自立支援医療制度の所得制限基準を準用)

【問い合わせ先】 ほけん年金課・医療年金係

こうれいじゅうどしやう しやいりやうひじよせい
□ 高齢重度障がい者医療費助成

【対象者】 福崎町に住所があり、後期高齢者医療制度に加入の身体障がい者手帳1・2級または療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方

【助成内容】 保険診療にかかる自己負担額を助成します

※ただし、精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方の精神疾患にかかる医療については対象外です

【所得制限】 本人・配偶者・扶養義務者の住民税所得割額の合計が23万5千円未満

(自立支援医療制度の所得制限基準を準用)

【問い合わせ先】 ほけん年金課・医療年金係

せいしんしつかんじやいりやうひじよせい
□ 精神疾患者医療費助成

【対象者】 福崎町に住所があり、①②③いずれの条件も満たす場合

① (高齢)重度障がい者医療費受給者証(精神障がい者)をお持ちの方

② 市町村民税非課税世帯の方

③ 本人および世帯全員の年金収入と他の所得の合計が80万円以下の方

【助成内容】 精神疾患にかかる自己負担額を助成します(自立支援医療の対象となる場合を除く)

【問い合わせ先】 ほけん年金課・医療年金係

こうきこうれいしやいりやうせいど
□ 後期高齢者医療制度

【対象者】 ①75歳以上の全ての方。

②65歳以上75歳未満の一定の障害(身体障がい者手帳1～3級および4級の一部、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1～2級)をお持ちの方で申請により兵庫県後期高齢者医療広域連合に認定を受けた方

【負担額】 1割から3割

【問い合わせ先】 ほけん年金課・医療年金係

じゅうどしんしんしょう しゃ じ かいごてあて □ 重度心身障がい者(児)介護手当

【対象者】 福崎町に住所があり、身体障がい者手帳1・2級または療育手帳Aをお持ちで、支給要件(居宅で6か月以上常時臥床の状態または、これと同様の状態)を満たす65歳未満の在宅障がい者(児)を常時介護する方 ※児童は5歳から申請可能

【助成額】 月額17,000円(介護保険サービス利用者は月額10,000円)

申請月の翌月から支給/5・8・11・2月に振込

【問い合わせ先】 町民福祉係

かいごようひんこうにゆうじょせい □ 介護用品購入助成

【対象者】 福崎町に住所があり、次のいずれかに該当する方、および、次のいずれかに該当する方と同居またはそれに準ずる状態で在宅介護されている方に対し、在宅介護にかかる用品購入の助成を行います

① 介護保険要介護度4以上の方 ② 重度心身障がい者(児)介護手当を受給している方

【助成額】 1名につき年間18,000円まで助成(4月1日から翌年3月31日購入分)

※入院中や施設入所中に購入したものは対象外

【問い合わせ先】 高年福祉係

ふとん じょせい □ 布団クリーニング助成

【対象者】 福崎町に住所があり、次のいずれかに該当する方、および、次のいずれかに該当する方と同居またはそれに準ずる状態で在宅介護されている方に対し、布団のクリーニングにかかる費用の助成を行います

① 介護保険要介護度3以上の方 ② 重度心身障がい者(児)介護手当を受給している方

【助成額】 1名につき年間6,000円まで助成(4月1日から翌年3月31日支払分)

【問い合わせ先】 高年福祉係

ほうもんにゆうよく □ 訪問入浴サービス

【対象者】 福崎町に居住する、身体障がい者手帳1・2級をお持ちで、常時臥床またはこれに準ずる状態の方で、家庭において入浴することが困難であり、かつ医師が入浴可能と認められた方

【利用頻度】 週1回を限度(18歳未満の方は状況に応じ週1回以上可)/事前の相談・申請が必要

【負担額】 原則1割負担(所得に応じた負担上限額があります)

※介護保険制度のサービスが優先されます

【問い合わせ先】 町民福祉係

ひなんこうどうようしえんしゃしえん
□避難行動要支援者支援

【対象者】 災害時、障がいなどのため避難行動に不安があり、地域の支援を希望される方

【支援の内容】 避難行動要支援者名簿への登録および災害時個別支援計画の作成、災害発生時やその
 恐れがある時、地域支援者(支援をする方)が避難誘導などを行います

※災害の状況により支援を受けられない場合があることをご理解ください

※地域支援者が責任を負うものではありません

【申請先】 地区の区長または民生委員・児童委員に申し出てください

【問い合わせ先】 高年福祉係、地区の区長、民生委員・児童委員

しんしんしょう しゃ じ ふようきょうさい
□心身障がい者(児)扶養共済

【対象者】 将来独立自活が難しいと認められる方で、身体障がい者手帳1～3級、療育手帳または

精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方を扶養している65歳未満の方が2口まで加入できます

※障がいの程度によっては、加入できない場合があります

【掛金】 加入時の年齢で異なります(月額9,300円～23,300円)

【給付金】 1口月額20,000円

加入者(保護者)が障がいのある方の生存中にお亡くなりになったとき、または重度障がい状態に
 該当したとき

【問い合わせ先】 町民福祉係

じどうふようてあて
□児童扶養手当

【対象者】 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満の一定以上の障がいがある児童で、次のいずれかの条件に該当する児童を養育している母または父もしくは養育者

ある児童で、次のいずれかの条件に該当する児童を養育している母または父もしくは養育者

○父または母が一定以上の障がいの状態にある児童 ○父母が離婚した児童

○父または母が死亡した児童 ○父または母が1年以上遺棄している児童

○父または母が裁判所からの保護命令を受けた児童 ○母が未婚で懐胎した児童

○父または母が1年以上拘禁されている児童 ○その他の理由で父または母がいない児童

【支給額】 所得および児童数により、支給額は異なります

申請月の翌月から支給/5・7・9・11・1・3月に振込

【所得制限】 あります

【問い合わせ先】 住民生活課・町民窓口係



とくべつじどうふようてあて □特別児童扶養手当

【対象者】 20歳未満の身体または精神に障がいのある児童を家庭で養育する方

※対象となる障がいの程度など、詳しくはお問い合わせください

【支給額】 (1級)月額58,450円 (2級)月額38,930円

申請月の翌月から支給/4・8・11月に振込

【所得制限】 あります

【問い合わせ先】 住民生活課・町民窓口係

しょう き そ ねんきん □障がい基礎年金

【対象者】

次の①②の期間に初診日(障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師などの診療を受けた日)があり、国民年金法により定められた障がい等級(1級・2級)による障がいの状態にあるとき

①国民年金に加入している間、または20歳前(年金制度に加入していない期間)

②60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間)

【支給額】 (1級)年額 1,059,125円 (2級)年額 847,300円

※令和8年4月以降の金額です

【問い合わせ先】 ほけん年金課・医療年金係

姫路年金事務所：電話：079-224-6382 ファックス：079-224-0838

しょう こうせいねんきん しょう てあてきん □障がい厚生年金・障がい手当金

【対象者】

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障がい基礎年金の1級または2級に該当する障がいの状態になったときは、障がい基礎年金に上乗せして障がい厚生年金が支給されます。障がいの状態が2級に該当しない軽い程度の障がいのときは3級の障がい厚生年金が支給されます。なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障がい厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときには障がい手当金(一時金)が支給されます

【問い合わせ先】 姫路年金事務所

電話079-224-6382 ファックス：079-224-0838



ひょうご ちゅうしゃじょう □兵庫ゆずりあい駐車場

身体障がいのある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の

「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付する制度です

【対象者】

区分		基準		
①障がい者	身体障がい	視覚障がい	1・2・3・4級	
		聴覚障がい	2・3級	
		平衡機能障がい	3・5級	
		肢体不自由	上肢	1・2級
			下肢	1・2・3・4・5・6級
			体幹	1・2・3・5級
		自由	乳幼児期以前の非進行性の脳	1・2級
			病変による運動機能障がい	1・2・3・4・5・6級
		心臓機能障がい	1・3・4級	
		腎臓機能障がい	1・3・4級	
		呼吸機能障がい	1・3・4級	
		ぼうこう又は直腸の機能障がい	1・3・4級	
		小腸機能障がい	1・3・4級	
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1・2・3・4級	
肝臓機能障がい	1・2・3・4級			
知的障がい	療育手帳の障がい程度がAの方			
精神障がい	精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級が1級の方			
②難病患者	特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者			
③高齢者など	介護保険被保険者証の要介護状態の区分が要介護1・2・3・4・5の方			
④妊産婦	母子健康手帳取得の方			
⑤傷病人	医師の診断書などにおいて「歩行が困難」である旨の記載がある方			
⑥その他	知事が認める方			

身体障がい者手帳各障がい区分の障がい程度が左記の方

【問い合わせ先】 町民福祉係



ゆうりょうどうろ わりびき □ 有料道路の割引

じぜん とうろくてつづ おこな ゆうりょうどうろ つうこうりょうきん はんがく
事前に登録手続きを行うことで、有料道路の通行料金が半額になります

たいしょうしゃ しんたいしょう しゃてちょう しゅ かた ほんにん うんてん ばあい
【対象者】①身体障がい者手帳2種の方…本人が運転する場合のみ

しんたいしょう しゃてちょう しゅ りょういくてちょう しゅ かた
②身体障がい者手帳1種または療育手帳1種の方

ほんにん かいごしゃ うんてん ほんにん どうじょう ばあい
…本人または介護者が運転する場合、または本人が同乗する場合

たいしょう くるま
【登録対象の車】

じどうしゃけんさししょう しょゆうしゃ しめい めいしょう らん
自動車検査証の「所有者の氏名または名称」欄が下記の場合、1台のみ登録可能。

ほんにん はいぐうしゃ ちよつけいけつぞく はいぐうしゃ きょうだいしまい はいぐうしゃ どうきよ しんぞく
・本人または配偶者 ・直系血族およびその配偶者 ・兄弟姉妹およびその配偶者ならびに同居の親族

※タクシー・レンタカー等、割引の対象になる自動車がありますので、必ず前もってご確認ください

(身体障がい者手帳1種または療育手帳1種の方に限ります)

じょうき かた じどうしゃ しょうゆう ほんにん けいぞく にちじょうてき かいご かた
※上記の方が自動車を所有していないとき、本人を継続して日常的に介護している方も可能です。

かっぷこうにゆう ちょうき たんき ふく りょう
※割賦購入(ローン)または長期リース(レンタカーなど短期リースは含まない)で自動車を利用している
場合、割賦契約書またはリース契約書をお持ちください。

ほうじん めいぎ くるま えいぎょうよう くるま けい たいしょうがい
※法人名義の車、営業用の車・軽トラックなどは対象外です

と あ さき ちょうみんふくしかかり
【問い合わせ先】 町民福祉係

えぬえいちけいほうそうじゅしんりょう げんめん □ NHK 放送受信料の減免

ぜんがくげんめん
【全額減免】

しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう てちょう も かた せたいこうせいいん ふく
・「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」のいずれかの手帳をお持ちの方を世帯構成員に含み、その
せたいぜんいん じゅうみんぜいひ か ぜい ばあい
世帯全員が住民税非課税の場合

しゃかいふくしほう きてい しゃかいふくしじぎょう おこな しせつ じぎょうしょ にゆうしょ ばあい
・社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所している場合

はんがくめんじょ
【半額免除】

し かく ちょうかくしょう しゃ せたいぬし じゅうど しょう しゃ しんたいしょう しゃ きゅう ちてきしょう しゃ
視覚・聴覚障がい者が世帯主または重度の障がい者(身体障がい者1・2級または知的障がい者A、

せいしんしょう しゃ きゅう せんしょうびょうしゃてちょうだい かんしょう せたいぬし ばあい
精神障がい者1級、戦傷病者手帳第1款症)が世帯主の場合

と あ さき
【問い合わせ先】

ちょうみんふくしかかり
町民福祉係

えぬえいちけい でんわ
NHK ふれあいセンター 電話:0570-077-077 ファックス:045-522-3044



鬼

でんしゃ ひこうき わりびき
 電車・バス・タクシー・飛行機の割引

<small>じえいあーるにしにほん</small> JR西日本 および <small>かくしてつ</small> 各私鉄		
対象者	割引対象乗車券	割引額
<small>だい しゆしやう</small> 第1種障がい者と介護者 <small>かいごしや どうこう ばあい</small> ※介護者が同行する場合	<small>ふつうじやうしやけん</small> 普通乗車券 <small>かいすうじやうしやけん</small> 回数乗車券 <small>ふつうきゆうこうけん</small> 普通急行券	はんがく 半額
<small>だい しゆしやう</small> 第1種障がい者と介護者 <small>かいごしや どうこう ばあい</small> ※介護者が同行する場合	<small>ていきじやうしやけん</small> 定期乗車券 <small>しょうにていきじやうしやけん のぞ</small> 小児定期乗車券を除く	はんがく 半額
<small>さいみまん しゆしやう</small> 12歳未満の第2種障がい者とその介護者 <small>かいごしや どうこう ばあい</small> ※介護者が同行する場合		
<small>だい しゆしやう</small> 第1種障がい者、単独	<small>ふつうじやうしやけん</small> 普通乗車券	かたみち えいぎやう 片道の営業キロが100キロを超え
<small>だい しゆしやう</small> 第2種障がい者、単独		ばあい はんがく る場合、半額
<small>しんき</small> 神姫バス		
<small>しんたいしやう</small> 身体障がい者手帳をお持ちの方 <small>りやういくてちやう</small> 療育手帳をお持ちの方 <small>かいごつき きさい ばあい</small> ※バス介護付の記載がある場合は、 <small>かいごしや めい わりびき てきやう</small> 介護者1名まで割引が適用されます	<small>ふつうらんちん</small> 普通運賃 <small>ていきらんちん ほんにん</small> 定期運賃(本人のみ) <small>かいすうらんちん</small> 回数運賃	はんがく 半額 わりびき こうにゆうじ 3割引(購入時) はんがく こうしやじ 半額(降車時)
タクシー		
<small>しんたいしやう</small> 身体障がい者手帳をお持ちの方 <small>りやういくてちやう</small> 療育手帳をお持ちの方	<small>うんちん</small> 運賃	わりびき 1割引
<small>せいしんしやう</small> 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	<small>うんちん</small> 運賃	わりびき ちやうない かんざきこうつうかぶしがいしや 1割引(町内は神崎交通株式会社のみ)
<small>ひこうき</small> 飛行機		
<small>しやう</small> 障がい者手帳をお持ちの方および介護者	<small>こうこうりやくうんちん</small> 航空旅客運賃	かくこうこうがいしや わりびきりつ こと 各航空会社により割引率は異なります
<small>ふくさきちやうじゆんがい</small> 福岡町巡回バスサルビア号(ふくひめ号)		
<small>しやう</small> 障がい者手帳をお持ちの方 <small>とくていりやうひ していなんびやう じゆきゆうしやしやう</small> 特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方	<small>ていきけん</small> 定期券	サルビア号:1か月:500円、6か月:2,500円 ふくひめ号:1か月:1,000円、6か月:5,000円



じゅうみんぜい しよとくぜい しょう しゃこうじよ
 住民税・所得税における障がい者控除

税の種類	対象者	控除額等	問い合わせ先
住民税	障がい者控除(本人または同一生計配偶者もしくは扶養親族が身体障がい者手帳3～6級、療育手帳B1・B2、精神障がい者保健福祉手帳2～3級)	所得控除 26万円	税務課住民税係
	特別障がい者控除(本人または同居していない同一生計配偶者もしくは扶養親族が身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級)	所得控除 30万円	
	前年合計所得金額が135万円以下の障がい者	非課税	
	同居特別障がい者控除(同居している同一生計配偶者もしくは扶養親族が身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級)	所得控除 53万円	
所得税	障がい者控除(障がい程度は、住民税と同じ)	所得控除 27万円	姫路税務署 079-282-1135
	特別障がい者控除(障がい程度は、住民税と同じ)	所得控除 40万円	
	同居特別障がい者控除(障がい程度は、住民税と同じ)	所得控除 75万円	

じどうしゃぜい けいじどうしゃぜい げんめん
 自動車税・軽自動車税の減免

【対象の車】 手帳をお持ちの方の移動手段としてもつぱら継続的に使用する車で、手帳をお持ちの方または同一生計の親族の方が所有し、運転する車(手帳をお持ちの方1名につき1台)

税の種類	対象者	申請	問い合わせ先
自動車税	身体障がい者手帳 (等級と障がい部位により非該当の場合有) 療育手帳A・B1 精神障がい者保健福祉手帳1級	納期限後に減免事項に該当となった場合は、手続きされた翌月分から月割計算で減免されます(2月末まで)	姫路県税事務所 079-281-9104
軽自動車税	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	毎年、納期限までに申請が必要です	税務課管理係

ちゅうしゃきんしくいき かんわ □ 駐車禁止区域の緩和

こうあんいんかい どうろひょうしき してい ちゅうしゃきんしくかん じかんせいげんちゅうしゃくかん
公安委員会が道路標識で指定した駐車禁止区間および時間制限駐車区間(パーキング・チケット、パーキ
ング・メーター設置場所)で駐車することができます (詳細は福崎警察署でご確認ください)

くぶん 区分		しょう きゆうべつ 障がいの級別		
① 障がい者手帳	身体障がい	しかくしょう 視覚障がい	きゆう きゆう かくきゆう 1級から4級の各級	
		へいこうき のうしょう 平衡機能障がい	きゆう 3級	
		かしふじゆう 下肢不自由	きゆう きゆう かくきゆう 1級から4級の各級	
		たいかんふじゆう 体幹不自由	きゆう きゆう かくきゆう 1級から3級の各級	
		にゅうようじきいぜん ひしんこうせい のう 乳幼児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障がい	じょうしきのう 上肢機能	きゆう および きゆう いちじょうし 1級および2級(一上肢のみに運動機能障がい がある場合を除く)
			いどうきのう 移動機能	きゆう きゆう かくきゆう 1級から4級の各級
		しんぞう ぞう こきゆう 心臓、じん臓、呼吸器または しょうちよう きのうしょう 小腸の機能障がい	きゆう きゆう きゆう 1級、3級および4級	
		ぼうこうまたは直腸の機能障がい	きゆう きゆう 1級および3級	
		めんえきふぜん めんえき ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障がい	きゆう きゆう かくきゆう 1級から4級の各級	
		ちようかくしょう 聴覚障がい	きゆう きゆう 2級および3級	
		じょうしふじゆう 上肢不自由	きゆう および きゆう きゆう 1級および2級(2級にあつては、両上肢の機能の著しい障 がいまたは両上肢のすべての指を欠く障がいに限る)	
		かんぞうきのうしょう 肝臓機能障がい	きゆう きゆう かくきゆう 1級から3級の各級	
		ちてきしょう 知的障がい	りよういくてちよう しょう ていど かた 療育手帳の障がい程度がAの方 (兵庫県または神戸市発行の療育手帳に限る)	
せいしんしょう 精神障がい	せいしんしょう しゃほけん ふくしてちよう しょう どうきゆう きゆう かた 精神障がい者保健福祉手帳の障がい等級が1級の方			
せんしょうびようしゃ ② 戦傷病者	せんしょうびようしゃてちよう も かた いちぶ 戦傷病者手帳をお持ちの方(一部)			
なんびようかんじゃ ③ 難病患者	しきそせい かんびしょうかんじゃ かた 色素性乾皮症患者の方			

【申請に必要な書類など】

しんせいしよ いんかん
・申請書 ・印鑑

しょう しゃてちよう うつ ぶ しめい しょう めい どうきゆう きさい ぶぶん うつ
・障がい者手帳と、その写し1部(氏名、障がい名および等級の記載がある部分の写し)

げんざい も ひょうしょう はじ かた のぞ だいりしんせい ばあい いにんじよう だいり かた みぶんしょうめい
・現在お持ちの標章(初めての方は除く) ・代理申請の場合は委任状と代理の方の身分証明になるもの

と あ さき くわ ふくさきけいさつしよ と あ
【問い合わせ先】 詳しくは福崎警察署(23-0110)へお問い合わせください

えぬていばんごうあんない あんない □NTT番号案内(ふれあい案内)

じぜん とうろく ばんごうあんない むりょう りょう
事前に登録をすることで、番号案内(0120-104-565)が無料で利用できます

【対象者】

しかくしょう しゃ きゅう ちょうかくしょう しゃ きゅう かた
視覚障がい者1～6級の方、聴覚障がい者2・3・4・6級の方

おんせいきのう げんごきのうまた きのう しょう かた
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいの方

したいふじゆう じょうし たいかん にゆうようじきいぜん ひしんこうせい のうびょうへん うんどうきのうしょう きゅう かた
肢体不自由(上肢および体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1～2級の方

りょういくてちょう せいしんしょう しゃほけん ふくしてちょう も かた
療育手帳および精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

と あ さき くわ あんないまどぐち と あ
【問い合わせ先】 詳しくはふれあい案内窓口(0120-104-174)へお問い合わせください

けいたいでんわきほんしょうりょう わりびき □携帯電話基本使用料などの割引

けいたいでんわ きほんしょうりょう わりびき けいたいかいしゃ ないよう こと くわ
携帯電話の基本使用料などの割引サービスがあります。携帯会社によりサービス内容は異なりますので、詳しくは各携帯会社にお問い合わせください

【対象者】

しんたいしょう しゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょう しゃほけん ふくしてちょう とくていしつかんいりょうじゆきゅうしゃしょう も
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証などをお持ちの方(本人名義で契約している携帯電話が対象です)

ゆう とくべつ ゆうせいど □マル優・特別マル優制度

かくきんゆうきかん まどぐち じぜん てつづ おこな よちよきんごうけい まんえん こくさい ちほうさい まんえん
各金融機関の窓口で事前に手続きを行うことで、預貯金合計350万円、国債および地方債350万円までの利子所得が非課税になります。詳しくは各金融機関へお問い合わせください

たいしょうしゃ しょう しゃてちょう も かた ほんにんめいぎ こうざ たいしょう
【対象者】障がい者手帳をお持ちの方(本人名義の口座が対象です)

□ヘルプマーク・ヘルプカード

しゅうい はいりょ えんじょ ひつよう かた しゅうい かた はいりょ ひつよう し
周囲から配慮や援助が必要な方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように兵庫県が作成したマークおよびカードです。

と あ さき ちょうみんふくしかかり しょう うむ と
【問い合わせ先】 町民福祉係 (障がいの有無は問いません)



ヘルプマーク

たんよう いそう □但陽ボランティアセンターによる移送サービス

くるま しょう かた いそう りょうしゃ いっしょ つきそって かた
車いす、ストレッチャーを使用されている方の移送サービスです。利用者と一緒に付き添っていただける方が必ず必要です。利用条件や申し込み方法は但陽ボランティアセンターにお問い合わせください。

りょうりょう ゆうりょうどうろ ちゅうしゃじょうだい じ こふたん
【利用料】 無料 (有料道路、駐車場代は自己負担)

と あ さき ほうじんたんよう か こが わしかこがわちやうみそのくち
【問い合わせ先】 NPO法人但陽ボランティアセンター 〒675-0064 加古川市加古川町溝之口772

でんわ
電話:079-454-8187 ファックス:079-424-4732

とうじしゃだんたい
 当事者団体

ふくさきちやうて いくせいかい 福崎町手をつなぐ育成会	
たいしやうしゃ 対象者	ふくさきちやうて いくせいかい かつどう さんどう かつ ちてきしやう しや じ 福崎町手をつなぐ育成会の活動に賛同していただける方(知的障がい者・児)
かつどうないやう 活動内容	こりゆうかい べんきやうかい つう か ぞく こ あんしん ちいき く しやかい じつげん 交流会や、勉強会を通じ、家族(わが子)が安心して地域で暮らせる社会の実現 のために活動する親の会です。 【活動内容(例)】 ふくさきちやうて いくせいかい しんぼくかい さんか ・福崎町手をつなぐ育成会の親睦会や、イベントへの参加 ひやうごけん なかはりまち く て いくせいかい こりゆうかい けんしゆうかい さんか ・兵庫県や中播磨地区手をつなぐ育成会との交流会や研修会への参加 うんどうかい さんか ・運動会などのレクリエーションへの参加 そうだんいん こんわかい そうだんかい さんか ・相談員との懇話会、相談会への参加 かくしゆぎやうせい がっこう ふくしし せつ じやうほうていきやう ・各種行政、学校、福祉施設などの情報提供、など
かいひ 会費	ねんかいひ せたい えん けんかいひ えん ちやうかいひ えん 年会費:1世帯につき3,200円(県会費2,000円、町会費1,200円)
とあさき 問い合わせ先	しやかいふくしきやうぎかい でんわ ふあつくす 社会福祉協議会 電話:23-0300 FAX:23-0322

ふくさきちやうしんたいしやう しやふくしかい 福崎町身体障がい者福祉会	
たいしやうしゃ 対象者	しんたいしやう しやてちやう も かつ かい 身体障がい者手帳をお持ちの方
かつどうないやう 活動内容	そうかい やがいかつどう こりゆうかい さんか 総会、野外活動、交流会などへの参加
かいひ 会費	ねんかいひ えん 年会費:500円
とあさき 問い合わせ先	しやかいふくしきやうぎかい でんわ ふあつくす 社会福祉協議会 電話:23-0300 FAX:23-0322

お知らせ

朗読ボランティアによる「広報ふくさき」の音声化

福岡県では、毎月、朗読ボランティアのみなさまが「広報ふくさき」の内容を朗読し、音声化しています。朗読版「広報ふくさき」は福岡県図書館で聴く事ができます。また朗読音声のCDの貸出も可能です。

【問い合わせ先】 総務課

フードドライブ・お米一合プロジェクトについて

福岡県は、NPO法人フードバンクはりま、福岡県社会福祉協議会と連携し、ご家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉団体、施設、子ども食堂などに無償で届ける『フードドライブ』及び『お米一合プロジェクト』を実施しています。

提供していただきたい食品・日用品

米・粉ミルク、離乳食、おむつ、菓子類、缶詰、レトルト食品、インスタント食品など、賞味期限が1か月以上残り、常温保存可能なもの

寄附の方法

福岡県役場福祉課・福岡県社会福祉協議会の窓口で随時受け付けています。また、定期的に役場1階ロビーで特設会場を設置していますので、ふくさき広報やホームページでご確認ください。



NPO 法人
「フードバンクはりま」
ホームページ

ふく咲マーケットについて

町内の福祉サービス事業所である「ぱれっと(就労継続支援B型)」「たかはしサポートセンター(就労継続支援B型)」や、旧神崎郡内の事業所が合同で、特設ブースを設置し、定期的に「こころひん」の販売を行っています。開催時期については、ふくさき広報やホームページでご確認ください。



しょう かん いちれい
障がいに関するマークの一例

めいしょう 名称	せつめい 説明	かん と あ さき マークに関する問い合わせ先
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>ぎそく じんこうかんせつ しょう かた 義足や人工関節を使用している方、 ないぶしょう なんびょう かた にんしんしよき かた 内部障がいや難病の方、妊娠初期の方 など、 がいけん わ えんじよ 外見から分からなくても援助や はいりよ ひつよう かたがた しゆうい かた 配慮を必要としている方々が、 はいりよ ひつよう 周囲の方に配慮を必要としていることを知らせること とができるマーク。</p>	<p>ふくさきちよう ふくし かちようみんふくしかかり 福崎町福祉課町民福祉係</p>
<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p>しんたいないぶ しょう あらわ 「身体内部に障がいのある人」を表すマ ーク。このマークを着用されている方を み かけた場合には、 ちやくよう かた 内部障がいへの はいりよ 配慮についてご理解、ご協力をお願いし ます。</p>	<p>とくていひ えいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人ハート・プラス の会 でんわ 電話:080-4824-9928</p>
<p>耳マーク</p> 	<p>き ふじゆう あらわ どうじ 聞こえが不自由なことを表すと同時に、 き ひと き ひと はいりよ 聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を あらわ 表すマーク。このマークを提示された ていじ 場合は、 ばあい ほうほう コミュニケーション方法への はいりよ 配慮についてご協力をお願いします。</p>	<p>いっばんしやだんほうじんぜんにほんなんちようしや 一般社団法人全日本難聴者 ちゆうとしつちようしやだんたいれんごうかい 中途失聴者団体連合会 でんわ 電話:03-3225-5600 ふあつくす FAX:03-3354-0046</p>
<p>オストメイトマーク</p> 	<p>じんこうこうもん オストメイトとは、 じんこうぼうこう ぞうせつ はいせつきのう しょう 人工膀胱を造設している排泄機能に障 がいのある方のことをいいます。</p>	<p>しやだんほうじんにほん きようかい 社団法人日本オストミー協会 でんわ 電話:03-5670-7681 ふあつくす FAX:03-5670-7682</p>
<p>障がい者のための 国際シンボルマーク</p> 	<p>しょう しや りよう たてももの しせつ 障がい者が利用できる建物、施設である ことを表すための あらわ せかいきようつう 世界共通のシンボルマ ーク。「すべての障がい者を対象」とした ものです。</p>	<p>こうえきざいだんほうじんにほんしょうがいしや 公益財団法人日本障害者リハビリテ ーション協会 でんわ 電話:03-5273-0601 ふあつくす FAX:03-5273-1523</p>
<p>盲人のための国際シン ボルマーク</p> 	<p>もうじん せかいきようつう しかく 盲人のための世界共通のマーク。視覚 しょう しや あんぜん こうりよ 障がい者の安全やバリアフリーに考慮さ れた建物、設備、機器などにつけられて います。</p>	<p>しやかいふくしほうじんにほんもうじんふくし 社会福祉法人日本盲人福祉 いいんかい 委員会 でんわ 電話:03-5291-7885</p>

<p>めいしやう 名称</p>	<p>せつめい 説明</p>	<p>かん と あ さき マークに関する問い合わせ先</p>
<p>はくじやうえすおーえす 白杖SOSシグナル</p> 	<p>はくじやう ずじやう かか えすおーえす 白杖を頭上に掲げてSOSのシグナル しめ しかく しやう ひと み を示している視覚に障がいのある人を見 かけたら声をかけて支援しましょうという こえ しえん 「白杖SOSシグナル」運動の普及シン はくじやうえすおーえす うんどう ふきゆう ボルマーク。</p>	<p>ぎ ふ し ふくし ぶ ふくし じ む しよしやう 岐阜市福祉部福祉事務所障がい ふくしか 福祉課 でんわ 電話:058-214-2138 ふあつくす FAX:058-265-7613</p>
<p>しんたいしやう しや 身体障がい者マーク</p> 	<p>したい ふじ ゆう り ゆう めんきよ じやうけん 肢体不自由を理由に免許に条件のある かた うんてん くるま ひやうじ 方が運転する車に表示するマーク。この くるま はばよせ わ こ どうろ 車に幅寄せ・割り込みをすると道路 こうつうほう きてい ぼつ 交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>けいさつちやうこうつうきやくこうつうき かく か 警察庁交通局交通企画課 でんわ 電話:03-3581-0141</p>
<p>ちやうかくしやう しや 聴覚障がい者マーク</p> 	<p>ちやうかくしやう り ゆう めんきよ じやうけん 聴覚障がいを理由に免許に条件のある かた うんてん くるま ひやうじ 方が運転する車に表示するマーク。この くるま はばよせ わ こ どうろ 車に幅寄せ・割り込みをすると道路 こうつうほう きてい ぼつ 交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>けいさつちやうこうつうきやくこうつうき かく か 警察庁交通局交通企画課 でんわ 電話:03-3581-0141</p>
<p>けん ほじよ犬マーク</p> 	<p>しんたいしやう しや ほ じよけんほう けいはつ 身体障がい者補助犬法の啓発のための まうどうけん かいじよけん ちやうどうけん マーク。盲導犬、介助犬、聴導犬のこと い ほ じよけん どうはん を言います。補助犬を同伴することのみ にゆうてん ていきやう こば しやう で入店やサービスの提供を拒むと、障が しやさべつ あ い者差別に当たります。</p>	<p>こうせいろうどうしやうしやかい えんごきやくしやうがいほけん 厚生労働省社会・援護局障害保健 ふくし ぶ き かく か じりつ しえんしんこうしつ 福祉部企画課自立支援振興室 でんわ 電話:03-5253-1111 ふあつくす FAX:03-3503-1237</p>

ふくし かん じょうほう はっしんちゆう
福祉に関する情報を発信中⇒

ふくさきちやうしやう しやきかんそうだんしえん
「福崎町 障がい者基幹相談支援センターフェイスブック」

